平成２３年（フ）第１１７０号
千葉市若葉区中田町1193番地138
債務者　宮岡　文加
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平木　正雄
4　破産債権の届出期間　平成23年10月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２７号
岐阜県土岐市肥田町肥田2985番地の45
債務者　丸角　栄二
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　武生
4　破産債権の届出期間　平成23年10月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月21日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第３７５号
長崎県長崎市上銭座町２番22―302号、旧住所長崎県長崎市岩川町15番20―802号
債務者　田島二二男
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　祥之
4　破産債権の届出期間　平成23年10月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月21日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３８３号
京都府船井郡京丹波町蒲生前野101番地１、住民票上の住所京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野142番地２
債務者　今藤　安男
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　正元
4　破産債権の届出期間　平成23年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２７６号
神戸市西区井吹台東町５丁目63番地の２
債務者　大西　利宜
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪本　豊起
4　破産債権の届出期間　平成23年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２７８号
神戸市西区井吹台西町１丁目４番地714号
債務者　大西　勉
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪本　豊起
4　破産債権の届出期間　平成23年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第６３号
兵庫県篠山市今田町木津205番地１
債務者　石田　博和
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　崇
4　破産債権の届出期間　平成23年10月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月９日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第９２３号
広島市西区庚午南２丁目37番25―503号
債務者　西脇　博之
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　陽
4　破産債権の届出期間　平成23年10月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月21日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６７２号
兵庫県尼崎市浜３丁目１番２号　前田ビル
債務者　佐藤　藍子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白　承豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５５２６号
大阪府茨木市小柳町12番24号
債務者　中山　俊光
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植村　礼大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６５６号
大阪府枚方市町楠葉１丁目３番５―203号
債務者　山口　照子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新宅　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８３０号
大阪府八尾市恩智南町１丁目124番地
債務者　ショットバー　ナッシュビルこと　中川　嘉輝
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅倉　晋作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９１６号
大阪府八尾市南久宝寺１丁目67―１　シャルム久宝寺緑地708、住民票上の住所大阪府八尾市楠根町２丁目32番地の12
債務者　ｅＳ．ｃｏｍｐａｎｙこと　西田　晋吾
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　密　克行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０５９号
大阪府東大阪市日下町２丁目10番31号
債務者　岸本　光生
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅倉　晋作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月１日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１００号
大阪市鶴見区今津南１丁目６番30号、前住所大阪市鶴見区今津南４丁目７番14号
債務者　馬場　保
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西川　暢春
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部